

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務
発 注 課	札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
選 定 事 業 者	株式会社石塚計画デザイン事務所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、中央区のミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）周辺地区の町内会役員や地元企業で構成される、地域まちづくり活動団体「ミニ大通を未来へつなぐ協議会（以下、「協議会」という。）」の討議支援などを通じて、地域まちづくり支援を行うものである。なお、本協議会への地域まちづくり支援にあたっては、R4・5年度に業務委託を実施しており、協議会構成員の意見聴取及び意向把握などを主な目的としていた。</p> <p>討議支援に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験（以下、「技術力など」という。）」が必要となることから、企画競争（プロポーザル方式）により公募したところ、両年とも唯一の企画提案者である、当該事業者が業務を受託している。</p> <p>そのような中、R6年度においては、過年度に整理を行った協議会構成員の意見及び意向を基に、目指す将来像の実現に向けた地域主体のまちづくりへと繋げるため、持続可能な組織体制づくりや機運醸成に重点を置いて支援する必要がある。</p> <p>また、協議会ミーティングの開催回数・時間が限られていることや、協議会構成員の負担を考慮すると、討議支援においてこれまでと異なる又は重複した説明を行うことや、これまでに挙げた意見について再度説明を求めることなどは避ける必要がある。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な討議支援を実施するためには、過年度の業務で求められていた技術力などのみならず、これまでの協議会の取組や代表的な意見を把握することに留まらない、協議会構成員個々の意向や関係性などを鑑みた、迅速かつ柔軟な対応を行うことが不可欠である。</p> <p>これらの要件を満たすのは、過年度の業務を通じて、本業務に相応しい技術力などを有すると認められ、また、協議会構成員との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性など十分に把握し、信頼関係も構築されている当該事業者のみであることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該事業者において他にいない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年6月5日